

# 「労働者派遣法」改正法案のポイントと実務 対応策

～2012年改正法対応と2015年改正法の動向を読み解く～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会  
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会

①派遣先の同一事業所における派遣労働者の受入は3年を上限とするが、それを超えて受入れるためには過半数労働組合等からの意見聴取が必要で、意見についての対応方針等の説明義務を課す。②派遣元と派遣先双方において、派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇確保のための措置を強化する。

専門家が2012年改正法と2015年改正案を比べながら解説をいたします。ぜひ、企業管理者、労務・人事担当者に受講していただきたい講習です。

記

- 日時 平成27年9月15日(火) 13:30～16:00 (開場・受付は13:00～)
- 会場 産業安全会館 (三田労働基準監督署所在ビル) 8階大会議室  
港区芝5-35-1 最寄駅: JR田町駅三田口(西口) 5分  
都営地下鉄三田駅A1出口 2分
- 講師 高井利哉氏 社会保険労務士
- 内容 (1) 2015年3月4日通常国会提出の「労働者派遣法」の改正動向、改正法案の内容、実務対応の問題点を解説(労働者派遣法の歴史的変遷を振り返りながら)  
(2) 2012年改正派遣法「労働契約申込みなし制度(10月1日施行:違法派遣又は違法請負であった場合、派遣先又は発注者が、労働者に直接雇用の申込をしたと見なす制度)への対応を解説  
(3) 適正な派遣の受入れ、適正な請負契約の発注を行うためのポイント
- 受講料 会員 4,000円 それ以外の方 5,000円 (テキスト代・消費税含む)
- 定員 100名
- 申込方法等  
①受講申込:裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。  
②申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内(到着から 9 月 8 日まで 2 週間ない場合は 9 月 8 日(火)までに次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例 0915 OOカイシャ等)

③受講の取消:9月8日(火)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出ください。

- 問合先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>  
電話: 03-3451-0901 FAX: 03-3451-7692